

困った時には迷わず相談

相談機関団体窓口

警視庁総合相談センター

電話:03-3501-0110 #9110

最寄りの警察署・交番

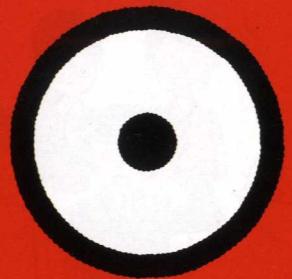
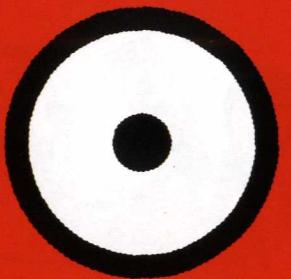
防犯係又は生活安全相談係

東京都消費生活総合センター

電話:03-3235-1155

区市町村

区市町村の消費者相談窓口



万引き

は
必ず見られています

「万引き」は、刑法第235条の窃盗に該当し

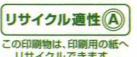
10年以下の懲役

又は

50万円以下の罰金

警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

けいしちょう



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

万引きをしない させない 見逃さない



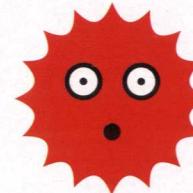
万引きを発見したら…



警察官やお店の人にお知らせください



よろしく
お願ひします



万引き根絶のために！

大切なのは、規範意識と地域の絆

万引きを根絶させるために「規範意識の向上」と
「地域社会の絆の再生」に向けた対策を推進しています。
あいさつや声掛けに始まる社会環境づくりとともに、
私たち自身が万引きに対して確固とした規範
意識を保持し続けることが大切です。



万引きは

！ 刑法第235条の **窃盗** に該当し、

犯罪です

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

高齢者の万引きが 深刻な社会問題に

平成25年の万引きの検挙・
補導人員11,382人のうち
約4分の1を高齢者が占めて
おり、平成14年の約4倍に
増加しています。

高齢者の検挙の割合
平成14年 7.3%
約4倍!
平成25年 26.6%



地域におけるボランティア活動を通じ、
地域社会における絆づくりが大切です。

